

## 尖閣諸島の次は沖ノ鳥島、中国船が違法調査 —海上保安庁の中止要請を無視、過去最長の傍若無人—

高井 晋

日本政府は、日本最南端の沖ノ鳥島周辺の EEZ 内で、中国の海洋調査船「大洋号」が 2020 年 7 月 9 日から 10 日午前にかけてワイヤの類を引き上げているのを海上保安庁巡視船が確認した。その後、同調査船は、15 日を除き 18 日午後 5 時過ぎに EEZ 外に出るまで調査を行った。

同巡視船は、無線や電光掲示板を使って中止を要請したが、調査船はこれを無視して 14 日までの 6 日間連続調査を行い、2011 年以降の最長期間を更新した。因みに中国は、2019 年 1 月にも海洋調査船「向陽紅 1 号」同様な調査を行っている。

日本政府は、調査船が科学調査を行っているのであれば、この海域での調査に同意を与えていないため、中国に対し直ちに中止するよう外交ルートを通じて要求した。

これに対して中国は、沖ノ鳥島は島ではなく、EEZ や大陸棚を主張することが出来ない岩礁であり、日本の一方的主張は法的根拠がなく、従って科学的調査を実施するのに日本の許可は必要ないと、従来からの主張を繰り返したと言う。



海洋調査船「太陽号」(海上保安庁のサイトより)

([https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/topics/200710\\_taiyogo.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/topics/200710_taiyogo.pdf))

国連海洋法条約第 121 条に規定する「島」と「岩」の区別について、従来から議論がある。「島」であれば、領海、EEZ、大陸棚を主張する起点となるが、「岩」であれば領海しか主張できない。沖ノ鳥島が「島」であれば、日本は、同島周辺に 200 カイリの EEZ や大陸棚を設定でき、中国は、日本の EEZ で海洋科学調査を実施する場合は、日本の同意が必要になる(国連海洋法条約第 246 条 2 項)のである。

国連海洋法条約第 121 条(島の制度)によると、

「島」とは

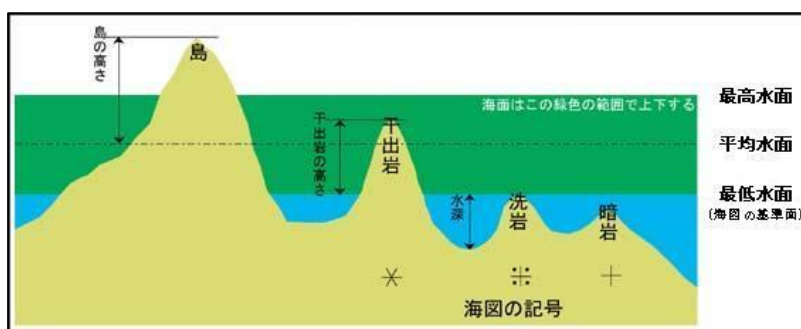
- ① 自然に形成された陸地で、
- ② 高潮時に水面上にあるもので、
- ③ 領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚を有する。

「岩」とは

- ① 人間の居住または独自の経済生活を維持することができないもので、
- ② 排他的経水域や大陸棚を有しない。

換言すると、①自然に形成された陸地で、②高潮時に水面上にあっても、人間の居住や独自の経済生活を維持できないものは「岩」と呼ばれるのである。

したがって、この度の日中間の外交・安全保障問題は、沖ノ鳥島が「島」か「岩」かの問題になる。



島の制度（海上保安庁のサイトより）

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/5\\_sodan/mame/topic3.htm](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/5_sodan/mame/topic3.htm)

国連海洋法条約を作成した国連海洋法会議の審議の過程では、地質学的な形成過程による区別はなされず、最終的には第 121 条では「岩」の用語のみが残された。すなわち、地質学的に強固な岩質からなる比較的大きな島が「岩」とされて EEZ や大陸棚を主張できず、他方土砂が中心の小島が通常の島として扱われるのは不公平とされたのであった。

したがって、「岩」は、「島」の一形態を意味するものとして使用されており、「島」と言う場合は「岩」を含むとされている。

換言すると、法的な意味での「岩」は、満潮時においても水面上に露出していることが要件で、サイズや地質学的特徴に関係ないとするのが通説となっているのである。沖ノ鳥島が小さいからと言って「島」ではないと言えないのである。

次に、第 121 条 3 項の「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩」の解釈には諸説がある。第 3 項では「人間の居住」と「経済的生活」の維持の 2 つの要素が含まれているため、一般には、2 つの要素は一体として扱われていないと見るのが自然で、いずれか一方の要件を満たせば、すなわち人間の居住と経済的生活のいずれかが維持できなければ、その「岩」は EEZ も大陸棚も有しないと解されている。

「人間の居住」要件については、たとえば、居住が一時的で恒久的でない場合、将来居住の可能性がある場合、居住する人間の数や共同体の存在、居住を支える飲料水や食糧の自給の限度などの意味を吟味する必要がある。

したがって、「人間の居住」要件は、文理解釈上も、実行上も極めて不明確な状況のまま

であるといえる。

また、「独自の経済的生活」が何を意味するかの要件については、経済的生活が「岩」の資源のみに依存する自給活動に限られるのか、それとも外部からの支援によって維持されるものも含まれるのかは明確ではない。

今日、外部との関係をもたない完全な自給だけの生活は不可能であり、どの程度の外部的支援が認められるかの問題となる。

例えば、今日、灯台やその他の航行援助施設なども、海運・漁業活動やレジャー産業に価値のあるものであり、商業的活動とは限らない気象観測施設や通信施設は、活動やデータがウェブで公開されるなど、ますます幅広い利用に供されている実態は、これらを経済的生活と区別することは最早困難になってきているのである。



日本の島嶼領土の範囲（外務省のサイトより）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/territory/>)

このように、国連海洋法条約第 121 条に規定する国際法上の「島」は、その文言が不十分なため、「島」と「岩」との区別の取り扱いは極めて曖昧なものにとどまっており、将来においてもこの状況はしばらく続くと思われる。

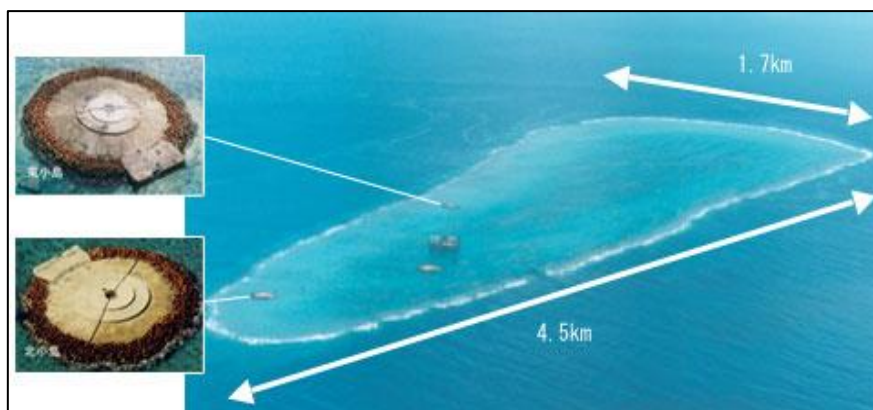
このような状況の中、沖ノ鳥島は日本の島嶼領土であり、領海はもとより 200 カイリの EEZ と大陸棚を主張することは、国連海洋法条約上、全く問題がないのである。

中国は、国家目標を追求するために海洋侵出能力を増強し、海洋強国を目指している。沖ノ鳥島の周辺海域は、グアム島に向けた潜水艦の潜没通航路に当たっており、従来から海洋科学調査を実施している。因みに、国連海洋法条約によれば、海洋科学調査は「専ら平和的目的のために実施する」ことを原則としている（第 240 条 (a) 項）。

中国は、

国際法を自己に有利に解釈（沖ノ鳥島は岩である）する法律戦、  
その解釈を声高に発信（日本の抗議に対する反論）する宣伝戦、  
そして中国の主張（沖ノ鳥島周辺海域での海洋科学調査は自由）と信じ込ませる心理戦  
を巧みに駆使している。

日本は、中国の三戦に翻弄されてはならず、違法行為の度に中国に抗議する発信だけでなく、  
沖ノ鳥島に対する日本の立場を諸外国に向けて強く発信すべきであろう。



沖ノ鳥島全景（東京都のサイトより）

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/suisan/okinotorishima/about/>

最後に、地球温暖化に伴う海面上昇によって沖ノ鳥島が高潮時に水没することが予想されている。水没した沖ノ鳥島は「島」ではなくなり、EEZも大陸棚も主張できなくなる。

沖ノ鳥島は、北小島と東小島の2つが高潮時に海面から数十センチ顔を出すのみとなっていて、サンゴで形成されている島のため、波風による浸食を受けやすい。

沖ノ鳥島を波や風の浸食から守るために、沖ノ鳥島と周辺の干出岩にサンゴや有孔虫の殻で自然に「島」を形成させることが必要であろう。

この点に関し、沖ノ鳥島の土台にサンゴを移植するプロジェクトがある。このサンゴが壊れると波によって沖ノ鳥島に打ち上げられ、標高1~2mのサンゴ礁の州島を形成するメカニズムである。

また、沖ノ鳥島を巻き込んだ「独自の経済的生活」の関わる活動を開発することも考慮しなければならない。沖ノ鳥島の保全対策や今後の活用を検討しつつ、例えば気象観測データの集積公開などが観測所基盤を通じて行われている。

また絶海の孤島の沖ノ鳥島は、日本で唯一の熱帯気候で陸地の影響をほとんど受けない特色を活かし、国際的に意義のある防災や学術の観点から様々な実験も実施されている。

国土交通省は、2020年7月10日、老朽化した観測拠点基盤を更新し、緊急時のヘリポートおよび観測所基盤の船着き場の災害復旧が無事完了したことを発表した。

これにより、今後とも沖ノ鳥島の気象海象データを継続かつ安定して観測することが可能となったのである。

(本稿は、2020年7月22日付インターネット新聞JBpressに掲載されたものである。)